日録記録記 五

五

1曽5
49
5

曾5 1 門
49 號
巻 ㊀

北窓雜筆

一 小倉紙色紙葉色の事
一 市人稱宿名
一 八道分成
一 清華
一 古今集翁傳
一 三對の画
一 賢藻
一 柳本人丸
一 酒井忠清色紙の始 附 松平東部彩れの事
一 將棋
一 米價
一 女棚
一 色紙短冊の寸法
一 障真者
一 堂成の藻
一 小部赤人

一 撰九代史　一 尺八笛
一 ちくさ　一 つぐさ
一 ゆめ　一 ぐさ
一 周濟　一 三神橋
一 七月の干支　一 曲玉
一 花笠　一 祖心の授
一 思孝が樹　一 面印押形
一 仁斎が撰のこと　一 蔵書の向
一 象のあくめた　一 八朝十五夜十三夜の名
一 初板象とのづる　一 法華の年号

一 心経備考
一 いろはの正字
一 左国通海むさ〜里のとよめる歌
一 萬葉新集つはり
一 通板門集の文
一 歌山ろ花源氏
一 坂谷菴
一 心田清水流
一 舟上の野白
一 横井正信蔵り
一 いろはの字襲
一 落々花鳥山花の流
一 常陸風土記法印
一 志中菴雅量
一 南化和尚牧渚
一 雄図寺
一 自陸奥文元
一 丈屋喜兵
一 安海寺の歌の仏元

一 赤間関の句　一 翠仲庵の歌
一 爲九兄愛々三笠山の歌　一 以呂波の詩
一 可笑誤字　一 春心和尚
一 かゝる所　一 小沢芋菴
一 長崎のうた　一 烟隈中風中詩
一 いろはの辞世　一 村瀬うた遊豪爽
一 丈山居酒対句　一 仁斎度量
一 水足平三先秀七　一 加藤号花書
一 孔明剣敵　一 洞頭臺子夫人獄
一 料理の魂ゝ　一 太閤辞世

一 引首関防

○小倉色紙世ふ[illegible]

無名抄ハ[illegible]の東下り[illegible]人々[illegible]紙法師[illegible]国[illegible]

[illegible]今俗変[illegible]小倉山の色紙[illegible]

投[illegible]紙[illegible]紙[illegible]感[illegible]

紙[illegible]論[illegible]紙[illegible]

[illegible]是[illegible]

[illegible]水[illegible]

[illegible]者[illegible]

[illegible]世[illegible]紙[illegible]

のうちにありし方は彼の没落の時焼失して一字も
残らざる色紙の事は天下の宝なればにくむべきに
あらず論ずるもなし并ならぶ所絶へり世にもてはやさる
物なるべし一方に存するは忠清の家にて肝心の物なれとし
と思ひのひてのちなる後代に色紙の志有べきことなり
き　上野勝春話

○酒井忠清色紙を焼く　附坂東彦次の事

同書に云　酒井雅楽頭忠清　小倉の色紙を代々秘蔵ありけるを求め
出かけんに京都某といふ寺の什物なりとも聞て色紙
ある事を聞しかれば色紙の二枚あるべきよし更に詳して

其寺へ色紙を見るべきよしにつかはされければ寺僧より
取りよせて是を見られけるに彼寺の色紙を返さしめたりしかば
墨のこまかなる紙の破れ色紙もたびたびみけれども其の真偽
定めかたし忠清其寺の什物となりし所を召寄られ思召
臣秀吉より御寄進のよし並べ申ければ金銀をもて調へらるべき
品にもあらず偽作なるべきにもあらずと家人に言はれしかば天下の重
宝ともいはれ又あるは後世のまどひとなるべきなれば焼捨べき
なるとて則ち是を火中になげこみ其余の金銀にて調
たる物なれば偽作にてもあるべきとて火中に投じ給ひてあらはれ
へいわんとす忠清の忠清なること甚此の人なりと伝ふ　金子吉左衛門話

國家に忠信厚く廉潔の大名高貴の武士少年
の時分より有名なる宝暦の初年より寛政の末年
迄凡六十年の間の名人と人の評判せし日蓮
宗を篤く信仰のよろしき故に日蓮正筆の
曼荼羅を大金を以て求めしに筆の墨にて
目印なりし故に値段を下げて高金を出すべき
正直なる者なり商人の貴賤を問はず
必ず値段を値引きせざるも我が手柄なりと
なす寛政三年百年の若干の値段にて求めし
の値段なりしかども是れ程いやしく正直なる
〻に似せよるべし貯へ置き今年
迄年の作の通り値を取る〻消えて
りて我慢なる勢れ文人と取人と若き物を
河なる者なり上なる人と人の理りと耳傳に
〻忠清厚く心ぐるる度多い者流の
忠ふ切とぶべし

○市人横

本朝にて未乃世にて行立筆立乃世にて
稱せるるなるべし同じ〻陸容の菽園
雜記に日吏人横外郎者古有中郎外郎皆豊

省官故僧擬以尊之今人稱郎中銀稱待詔麻呂
二種博士師巫稱太保茶酒稱院使皆悉此州
率名分明之旧習也國初有禁

○将棊

囲碁雙六いとなくよりあるもまたくるのみ也碁いつのよ
りとしるしなきこと明月記建仁四年十二月十日条治
承年記に碁傍に置囲碁雙六将棊等盤とあり後日
に呉竹為賢の名記に大将棊と云あるべくそれ其文
云　康治元年九月十二日参新院敦師前喪師仲朝臣
指大将棊余負
右年山代用こそ為実に為事のこと

○八道分成

文反四年己未松平雲州の家の白鳥や御女房の八度
分成とものしるしとの家の名をのるとをのるざりし
白八道分成の事八倭訓類林五に八道行成　和名抄也佐頃賀利　今按　戯笑之態之
又和名類聚抄三雜藝類四十四之之下に八道分成内典云柏廻
椰石投壺牽道八道分成一切戯笑悪不善作　八道分成論　夜佐頃賀利
とあるてのてのびのるるふ行ふるるどいるる形の
とのするやとてび成い双六のてるるもしひ双六あ
いるるのるるて碁実い切ひきくくぶ物ふあ府戸帰
産霊舎大人八十ことことことて八度分成ふるるるるるるるるあと

[illegible]大人も其実物をそなへかくさるゝ[illegible]
[illegible]れど何をも古言にて文字の植[illegible]
言霊にて制御せゝ[illegible]
[illegible]べしといへるゝ故甚制御[illegible]
八方の義なるゝさゝい数にて[illegible]
[illegible]我[illegible]にて[illegible]
[illegible]
甚小[illegible]八方[illegible]
[illegible]
[illegible]言霊なるゝ[illegible]

○米價

[illegible]の人森長見著述の[illegible]の事[illegible]載せて日本紀に顕宗天皇二年歳比登稔百姓殷富稲一斛銀銭一文[illegible]又續日本紀に元明天皇和銅四年銭一文に米穀六升とあり又三代實録に清和天皇貞観八年二月大政官處分定左右ノ京白米一升直銭四十文前二十文今加十四文黒米三十文前十八文今加十二文是歳穀價騰踊東西津頭白米一斛七貫二百文黒米四貫百文由是増定京邑活價[illegible]又百煉鉄に後堀川院寛喜二年六月二十四日甲申定米

煉練ヒ

價一斛一貫文とあり又大平記に元亨元年夏大旱之
比年錢三百文を以て粟一斗を價とあり又重編應
仁記に弘治三年五月廿三日より八月九日迄天下大旱今
年金一兩を以て米五斗を交易す前代未聞のよし記す
又秋齋閒話に室町殿日記を引て文安四年御局衆米
下元切米二十石賣拂可申由被仰出此比兵庫之
賣買一斛六文三分也屋之由吹田屋新左衛門御湯殿
右之文を見て是い天文九年のよりも又草藁雜
談とりたるが吉田兼部の米を賣て錢に十文
目にて斛賣りしの文を見い慶長四年卯月十日
兼部卿とあり又大平記の條を見る時は楠の米を買ひ山
門に奇陣し軍餉に伺ふ米一千二百餘石を黃金
百兩にて買得たりしと記せり又三代實錄に貞
觀九年四月辛卯東西始置常平所出官米而糶之
米一斗直錢八文京邑人未買物如此豈時穀
價騰踊乎飢饉米一斛直新錢一千四百由是官
糴以救俗幣寄之云々

○清華

清華といふは今宮家名九卿を以て清華とし

北齊の顔之推が家訓にもとゝ家ゝて六朝の比名る
さ家場とゝ

○女棚

屈景山先生の書ゝ〳〵姫名堂の文乃ゆに今俗用に
男女共に相通じて仏中ゝ多ゝ女棚ゝ
ゝ

○古今集箱傳

同書ゝ中に東昇が常縁古今集の箱ゝ上に
天地一馬古今一貂雪風花柘榴千古
と書ゝ〳〵ゝ世ふゝ〳〵ゝと箱ゝ〳〵ゝ是ゝ世ゝ〳〵ゝ家紙

法師ゝ住ゝ〳〵ゝ

○色紙短冊寸法

三光院殿御流色紙寸法大ゝ巾六寸四分小ゝ巾六寸ゝ
横ゝ大ゝ巾ゝ寸六分
短冊寸法貴人ゝ長サ七尺二寸八分幅二寸平人ゝ長サ六尺
七寸五分幅七寸八分ゝ〳〵ゝ

○三羽の亀

漢土の亀系福禄寿の系に陶朱公周文王南極老人
と用ゝ又蝙蝠鹿亀の三ゝ亀ゝ〳〵ゝ又三白乃
圖ゝ〳〵ゝ雪中河内の鷺と亀ゝ又月雪

と面くらもり

○降真香

降真香い書よけの香ものとして又雷ふこうとして牙の
ヨクなりたるように降真香を焼て焚きれば霧たちて
甚高くたる煙降を去ていの今世るに降真香ふ
よふ紫雲香とつかよく降真香ふ有ばと真の
降真香い黒色なりと称見あべて

○賢薬

賢薬帯袋ふ　公儀御制禁品事なるに奸猾の商人ま
りて價を高き帯袋く賢仏偽造のよるもの多過くい人

参勤勝手りアカヤクリカニ中りのた賢ありなるべ
袋ものく人を毒を乃ほかるとて仏ってを参
と出ー是ものの薬買求めて用ゆるに真物のるとみて
仏のるるもなく高ものも解り今ものを高を宝ものき
のもりなる薬袋を偽ものい悪ものの第一なる其
外書画古器物のた偽仏ってを勧くいあるとく
云なるべ唯敬事乃るとのるて人の目を収ばーあれる
見るるなれぶ真ふ逼てて仏るふなるふ賢仏るも
妨なるとものるるる橘香噌ぶりてくしるることり
らを

○盗賊の薬

泉州堺の医に半井宗珠とつくる人あり三四代前の宗珠名医の名高くして某大名に召抱へられ家に伝ふる秘薬を用ひて多く効験ありしかるに其家に一人の盗賊ありて我が家秘の薬を盗みとりしかるに宗珠の門人に盗賊の子ありて親の所業を悔いて盗賊をやめ我が師の家に来りて薬を盗みとりたる事を告げ侍りしかるに宗珠大いに驚き思ひもよらぬ事なりとて其子を召抱へ盗みとりたる薬をもとめ給へども偽りて出さざりしかるに宗珠ますます驚きて我が医術を

薬の降るれば薬をとらんとて降る所を待て考へてもんをいろいろ工夫をなすに其効なきに因りて其子を師の脇に寄せて薬をいろいろ研究の方法を尋ねしかるに常に嗜嗜せざる人の業に叶ふなり

○樹本人丸

日本紀古事記をよりて樹本人丸は天皇の御子天足彦国押人命乃ち垂仁天皇の皇子なり人丸の父祖なり国史ふるくは日本紀に天武の時に樹本医師として人に使はれ女化元明の和銅元年四月従四位下樹本宿禰佐留年とあり

なりられ人麿と同時なりしかもれどもひい伯叔父兄弟なりしかもれども
又りんの一柿本の姓ハ臣なりしかもと天武十三年に忌部と賜くり後
日本紀ハ臣或の所代位五位下柿本朝臣建石外従五位下柿本
臣清名位西位下柿本市守外従五位下孝謙の御世外従五位下
柿本朝臣ハ名ひとりなりし文徳実録仁寿元年に柿本朝臣
越麻呂人従五位下に叙ぜられしかもに人丸の子孫なる
ものなりしかもの歌ハ人丸の歌ハ万葉集に載せ載せ不
に載せるべし天武皆統文武の朝の人なれ聖武の御代なりしかも
なる命なりしかもの万葉のしらハ律令をもくしかもて明天皇三位
年四月位ハ六位以下庶人云の子孫なりしかもに人麿在石見国臨

死ところなるべしかも六位以下なる事四位なりしかも歌ハ
作せられしかもの今ハ御代の歌をしかもしかもなりしかも
事なる文元明天皇和銅三年に奈良平城遷されし
ものなれどもしかもの御代なりしかもに古今集に
に業良比御代なりしかもに柿本人麿ところ
なる庶位ともしかもへられしかもの代
史の万葉集柿本なりしかもの歌ハ庶人麿にひめなりしかも
ものなりしかもの作ハ雲のごとくしかもなるかもの柿本
人丸人麿の事ハ伝遠年のあるハ何ものなりしかもの
ものなり拾遺ハあやなりしかもなりしかもの孝謙天皇の御時勝宝四年

正月に正七位下山口忌寸人麻呂を新羅使として任命した
遣唐使大伴宿禰住吉麻呂のもとへ中道で人麻呂
を送る歌一首
とあるのみ他せず。人麻呂を柿本人麻呂とかきたるなり
又古今集傳授の系にて百年ばかりあるこの人のかきたる
物をもて多分にて正を信ずべし大抵柿本人麿と書たる
物をもて人麿の作りたる歌をもてこれに
赤人を寄相たり（此系れ事後日に一松又は西松ていとく之事歟
牛麿宅ともいふなり）牛麿中ごろの人なり牛麿は藤原師輔が
医師にて有しかば古今をもてこれを
右三年心得用

柿本姓　姓氏録云天足彦押人命之後也有口傳云敏達天皇
御宇家門に依て柿樹を為柳木氏云云　神妙云天智天皇時人
云云　拾芥抄同之　大学頭敦光人丸の讃云大夫姓柳本名人麿蓋上
世之哥人也仕持統文武之聖朝過新田高市之皇子云云
（此説乃ち古今英国云元和六年六月十六日伝授之歟）
六条洞院乃亭にて柳本乃大夫人丸乃作をもしひやり作
の人丸乃系あるべく畜生なるに為をもて
の事を拵り申せしの人とこれに説とのことなり
古今真名序云先師柳本大夫者高振神妙之思獨歩古今
之間云云古今序に云ひつくけるこの所作

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

清輔朝臣の人丸勘物に云、万葉集、人丸始自天武至
文武云云、亦云、人丸哥始於藤原御宇云云、軽皇子宿于安
騎野時、柳本朝臣人麿作初首、万葉集、軽皇子、文武名也
持統之代云云、作者部類云云、人丸哥、万葉集、揚大宝無疑
雲以後之年号、又雖挙文武之御代、不挙元明以後之御代、

私云、以之勘之、人丸過文武之聖代、難及聖武之御代者也云云
袋中子云、万葉第二巻云、柳本朝臣在石見国臨死時自傷
作哥一首、略心の哥なるべしとなり、拾遺にもとりたてたるなり
むかしは今案、北巻大略時代年号之次第之九、而此哥号藤
原宮御宇天皇代之次、寧楽宮和銅四年、霊亀元年、和銅九
月、初寧楽宮にうつりたり
万葉の作者、人丸、文武乃哥、迄、載たるなり、以
文武の哥乃御代、迄、載たるなり、其外の法師乃哥
徹女、元明乃御代、三月十八日、人丸乃忌日、なり、和銅法
毎月十八日、人丸乃忌日、なり、長明が無明抄に、人丸乃

[illegible]

右奉山伯用の記又書所拾穂抄に云山邊赤人伯を勅撰に
万葉目録藤原敦隆引佐氏録云山邊宿禰赤人垂仁天皇之
後也商孫正六位上山邊大夫人云古今真名序云有山邊赤人
者並和歌仙也古今序云ものゝ赤人と云人ありけり
にたりけりけり人丸い赤人ぶとに云人丸ハ
にたりんことかたくのんあるけり所ぬ神亀天年乃比

○山部赤人

題宗矢皇の所成の橋殿の月夜に水橋と云人麻呂の山部の
年と賜へ赤人と云ふ名のつれどもまことに文武天皇の
国史ハ又天武万葉集に神亀元年ヨリ天平八年ヒとの歌
又ハ天平元年ヒ人麻呂ハ古今の序ハ
の人のもとに仕へ聖武の御代に仕へ
て後世郎侍忠峯の先ひ[illegible]

たるなる人なりけりと言たるにちがひ山を[illegible]
なり

[illegible]
門、裁歌之師詞矢宇藪林矣[illegible]
の名[illegible]

人々を拾芥抄に載せ武門付人々を作る部に載せ寿永亀
百代之人々を代り申る赤人始自元正至聖武於以後者猶
證拠不見候を宗祖人丸赤人日付也赤人いとこ〜赤の人
まやう葉のとなりは人丸歌ゆへ赤人の歌にあらずと
愚按万葉集に赤人みづいけ三船の山部
宿禰赤人登不盡山歌一首と是は之天平六神亀元年
十月幸紀伊国時作歌之天平六年三月幸于難波宮時
平出ある時の歌ゆへ赤人の名なるべしと
代ひとしくやとうたがはるゝと其中にはは代百の人なれて
時代の頼(ヨリトコロ)に成るべしと之年譜抜ずるが聖武

○付り人〜の歌を〜
花を井泉古今抄を上総国山部郡也彼所に居今にあり云々
作者部にあり

○猿丸太夫

この人〜戸時もうたえ国史万葉集にあるこゝろなり〜
京東寺古序にのゝ大友黒主之歌古猿丸太夫歌やうにと
ありてこゝ猿丸と云のもの歌一首ゝ〜とたの注にこの
いにあり人のいつく猿丸の歌と所人とうたふ〜公任卿の撰人
ものしるとて人三十六歌仙乃序の〜ちに猿丸太夫うたもち
こゝの中にてのうたとあけり是は古今

集うて默し居るものの歌なりと一動物の人なりとて集なるを
元を分ちたるものとなるべくとてだいたい別に勝れの歌と
つるを古今の撰者なるを其他の天皇なるを多くの物
伝ひ伝へ知りて居るにうたてたるに名を定めなくてやや
今にむてい富なりけるあり又三十六人歌仙名集とて
物の人麿柿本の歌集あれども集古今なるもの
うるものあつて後人は誤てたるものあれい信
用しがたき時長明が方丈記に田上川をうたて特の大
夫歌をたつのゝ常うたるにたるつくに其人
なりうれうに優れあるひ早世せるや三てうんなるつるの

なりくしみの世後年なる百人一首にうたわく山ふかみとのふ
ことけの仏元を特のとなるとつるるに後人の歌なるや

是負はみこの家の歌合のこと　やくみね

山里は秋なりてにてしりれん意のあるねふめとなるつて

よこんくん

おくやまにもみぢふみわけなく鹿の声きくとき秋はかなしき

歌二首なり又

是貞のみこの家の歌合によめる　春宮とうぐうのたち

秋萩はなほさきにけり下葉

さえ黄ばらみ人とてんの歌なりとて何の書にうつて特九ちなるは

ゝに名を出し給へる人の真名序に黒主の歌古今後
九大史之次也とあれいかなる人とはしられず
是貞親王はかなきまめ人にて忠峯敏行なんどの
場合是貞の上之孝成帝第一の御子にて光孝帝同母兄なり
なの歌合の序にかくよみ給へる古今記はなほ考
が拾遺抄に御坂云古傳云官姓時代等不知と
哥大概坂云三光院實隆院元明天皇比人也云云紹運録云聖德
太子孫山背大兄王子乃削王是桓九大史也云云桓九第一冊
りす明坂云式人云田上乃三も考べしとこれに桓九
きまる是ゆゑ左乃家にかきのせられし人とぞ

方丈記

○尺八笛

後醍醐天皇元亨之間高麗より渡自川天皇の保元三年正月十六
日高麗より渡りてあれにてはいとひてゆくえなく笛こそなほ
しのびあるもの　ほそ東坊城のいとまなびな
らびたびたるさくいちの笛なるびのおほぎみなりけり
今世尺八の笛あるもあり保元の中興とうんくうの笛
とて同箭とてくらべの越殿師ありとあり東坊城殿
賦ふたのまとうく歌字にて書くしの物ふるとも
俗とてくのこれをゆるして活計乃ちくちくとしつか
のくいつゆーきものゆーにおかれたり或人のいく
慶安俗の人は

八洞篇にも載
かくれもなき 右年山紀聞

又貞丈の按に

久壽三年ハ後白河院の年号なり久寿ハ近衛帝の御代の年号も有しものなり其後和名抄巻十四音楽部ニハ律書楽図云尺八為短笛縦向吹者之下見へたり活字本にも載此文あれども見えず是写本にハ見へたる物なるべしとて見ゆる久寿元年ハ保元三年とあり貞丈ハ久寿とふかざれる後世の事をいひて又言ありける貞丈が按と言る世俗の御の寝ハ同宴の篇にかゝせたりしものはりのれか久寿之頃中點あるとありせぬ人中界あるとをふ仁寿殿にてあるべき尺のをいひてやうそえたる向ともに後世俗の文に

とりて考へられしかれども年号ハたがへり

○さゞく

さゞくとハ衣をはぎつて着せずにさされたれどもさゞくあしの歌あり今の紙をさきて巻もありつばめとんぼ水玉などあり

○ツベタ

つべたとハ貝の名なり光螺と書くまるしつぶつに似たるものなり

○フクメ

ふくめとハフクメ鯛之干物を浅ひ草庵あぶりてもる枝にはさに置て捜みてたゝきひしぎかハ毛のめく細くなるをむしりてもる

[illegible]

○ぐるぐる（膳）

[illegible]と云フ 宗五大双紙ニ云ク

○周済（シユサイ）

[illegible]京都の軍の比の書に[illegible]の[illegible]吉い饅頭[illegible]何ふスサイ。ムヒムキノスサイ。なぐつ[illegible]吉い醋にひたし[illegible]

[illegible]草サイ[illegible]

サイとスサイ[illegible]醋（酒）[illegible]スサイと流て也文之尺素往来に點心の菜肴不要多。生羅菊雞冠苔久々瓜蕪根蓑荷酸蕗等之内三種計可設之菜子點心迄穀事

号元弘構富世之物笑云云點心とふ[illegible]もの。[illegible]のたとへ[illegible]甚菜に生大根トカサノリ。トウグワ。ハスノ根。ミヤウガ。フキ抜に醋をかけて生くのこと此をスサイと[illegible]

○三神橋

續武家用談に云足利公方の御[illegible]霊陽院義昭御都落の後数年を経て慶長二年八月三日[illegible]て御絶[illegible]或設云文禄の比文源院義廉公永禄八年五月十八日三好松永の為に殺せ[illegible]給ひ[illegible]財宝厳の御[illegible]りしを石田圓意[illegible]懐に隠し[illegible]御木に隠る[illegible]樋爪の構え郷食場西林坊[illegible]尾池伊賀[illegible]甚子右京[illegible]

杉木三神橋に出向し夜隠に植瓜城に移し養育す〻五歳の時後
井備ある長政より家臣中島吉助を海津〻〻人世を以て迎取り
手ぬ又九歳の時長政生害ありて信長より長政郷を賞し
自分の物ありの等共九歳のこゝろより長辰も其命旦夕にせな
り危かりしと長国忠節を以て細川越中守忠興旧君
の由緒を忘れず迎取て賞客〻〻厚く是を遇て寛之
九年七月廿日忠興の領内肥後熊本へ長辰行年八十歳に
て病死す杉原陸殿鎗通法心と謂る孫猶細川家にあり又
寛文の比長運将軍の来〻〻足利内蔵助義廣と称し山縣
昌物忠善に仕へるが氏系不實露顕せんとすれば浪人
し西都に至り憂まとゝ

右山神橋の事

主君綱茶々の御書原に云右杉木三神橋と云ふ綱茶
領分富時陣屋外大手口の下馬所より山神の社橋の縁
にあり依て山神橋と云ふ三神にて八ナシ其外に三神橋と
云ふ杉木左の内に八ナシ富孫元年の比綱茶先祖住居の城
ハ富時陣屋の上の山に城あり杉木城とぞ云ふ富孫元年方
杉院氏晴弓江州杉木へ退御先祖杉木居あり輔植綱に
ケ年之間御カリ屋申上御逗留ナリ陣屋より五丁ヨ程
有之岩神村と云所に御所跡あり今に御屋ナトノ木石
其侭あり其節植綱御妾五人美之其腹に御男子御出生
ナリ其後氏晴公京都へ還御ノ節右御男子被殘置成

長ノ後綱秀先祖ヨリ山中村ト云所一村又殘善ヒル其後
子孫家年トナル別右山中村其侭遺シ知行ノ地名ヲ名乗リ
山中善左衛門ト云フ右山中村ハ御関所有ルニ依テ御番所番衆
代々申付来リ悪所恶行吾侭暮ル依テ陣屋下侍屋敷ニ相
込置所度ハカ出奔又今ハ其末家二人末家打木村方ニヤリ

○七月の干支

俗ニ己ガ年ノ十二支ヲ干ニ支ラル干ニ支ラルモノ形
ヲ画ケルモノ歟頭朝字元亀大全ニ云フ中
ニ十二支相沖子午相沖寅申相沖卯酉相沖
相沖巳亥相沖 丑未相沖ト云フ相沖ヲ云フモノ

○曲玉

小窓瑣談ニ曲玉ト云フモノ
ハ昔玉ヲ作リ形豆莢ノ如クヲトヽノ方ニ穴ヲ大小
一様ノ如ク神代ノ衣裳ノ飾ヤウニ其玉ニ通レ
ル玉石今モ出ル所ニ有リ其山ニ玉造明神ノ社ヲ
神代ニ其地ニ玉ヲ造テ南ヲ人作ルト云フ
國史ニ衣裳ノ飾ノミナラズ足ニモ掛テ用ヒ
ビヽラ万葉集ニ足玉ノトヽロヽラ歌ヲ上中
ヲ略ス
末ニ出ル

對馬國住吉神社御神宝曲玉図

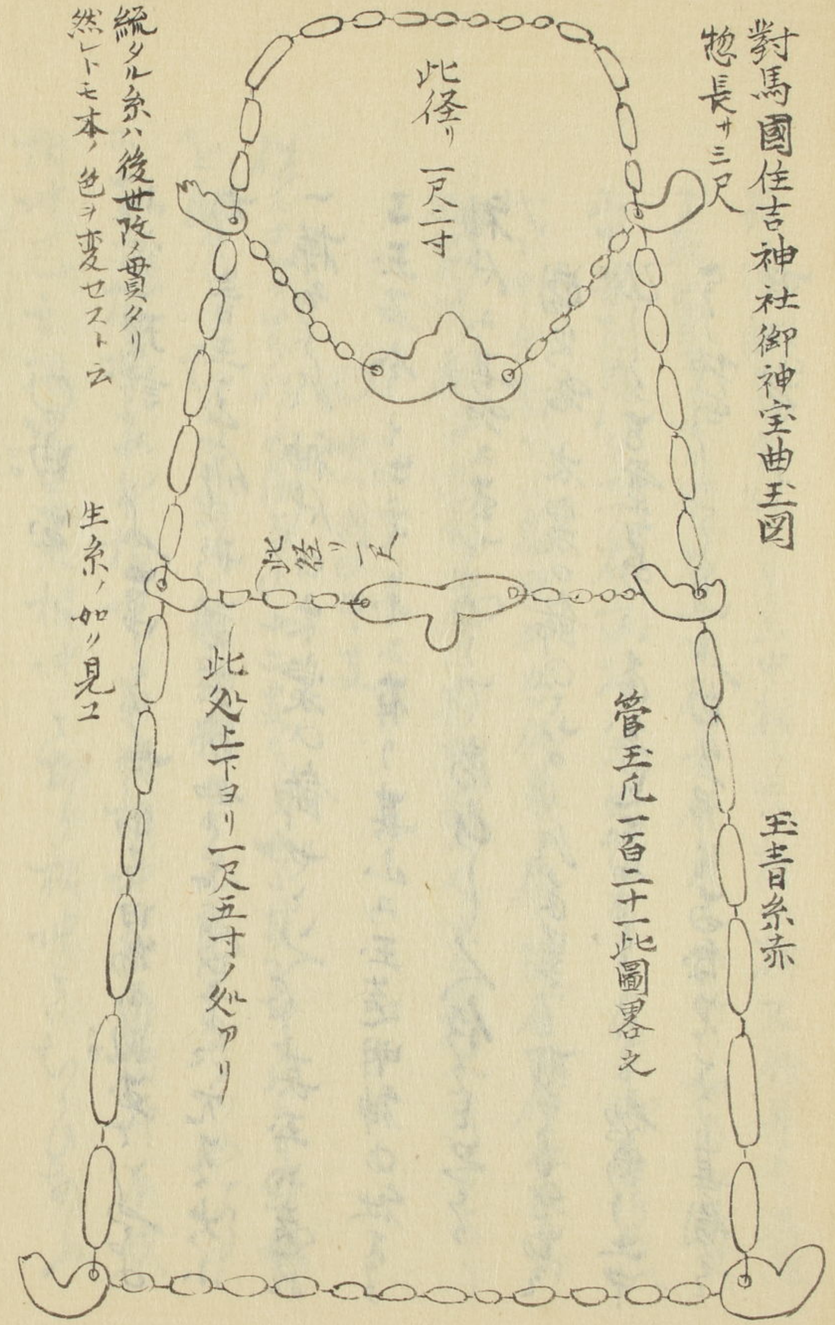

繞タル糸ハ後世改メ貫タリ
然レトモ本ノ色ヲ変セスト云

生糸ノ如ク見ユ

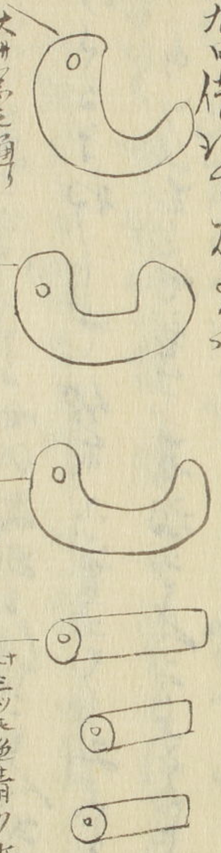

大サ図之通
色ハ今緒ムるごと
手ゆるメノウ石ト
イヘル二同シ

此圖ハ信州諏訪明神の屬因幡国[illegible]の屬因幡国[illegible]ハ備前ニ[illegible]
同ジ[illegible]ハ竹藪ニ埋テ[illegible]
又吊ガ師長良舎大人ノ所[illegible]
[illegible]ハ大人ノ[illegible]

神宝の図とてもくしつくべし

○花生子 傳ずる子

前漢義賊の花生子の謂婦女懐中ノ後亟為妻妾而
生ものこうてもふみもとてにめうてもみるるに
てるのうえ傳ずる謂妻妾偽裝身孕使逃他人之
子さしてるを陽ふる女のみあるひふ人のちうて
はるみるるをわして他所ふ實ふそみるるのう
ちうのいひあるを重て其初ふ人のぶうるるう
るてるるるるのうの所
くいせふある事なるう

○祖仙の猴

祖仙 蘇氏名 呼陽の人信元ふ猴をもつして画名
一時に雷日を世ふ祖仙の猴と称して湯を出るより其
はもと呼陽ふ立る日猴古る流して一猴と買ほるうちと
庭樹ふつるをもうてるるのうるふにもうて猴の数をたにる数箇
るうてつひふ結ふ浄ひ一束船の其氏乃紫と化て其氏の
いうく惜もべ一世猴ノ人家の苦身の形をて山中身在乃
かりもとにあ応ていそれりれんぶ行る山中ふの切猴ふるる
五三年紙ふ其真図とはるうと

○思考が指

三徳思孝（名頼亨頃浜流村の人）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○直印の押方

長侍の鬱耳陽エいか弟より直[illegible]

[illegible]

[illegible]

芙仁の[illegible]

第[illegible]

押[illegible]

[illegible]

通[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○仁斎先生機の新

伊藤仁斎先生別の堂隠とせられたる世の人の称する
又撰録とせられたる古今先哲和歌集に菴室
のために撰を拾ひ〳〵ふるまとなれの業なりしが
世の中にいとをかしきものつくり揺がれのふる
○撰号同
三宅石菴（稿師とせられし人）の号の同じ信用に鶴号をとる其
言にいく所朱子尾に陽明甚多く斎に師
斎のあるとなりけりとなく香川丈冲の話
○桑のあるくもの
文唐禅師に師事せられし父の友なり詩図力和の所
出の図より図字のもあるなくゆえに甚考ふべし帰国
りしの度ごとに惟の出のあるうれてまばらもれ残る
一日伯母出来と人て坐なくもりに行くくるの中より
世雄の桑ニ羽とて飛さるあるを跡をとくるにふる
の歌を土のて仮くくるが立る有其中にえるつくもも
かしまして啄足るもにてのふくまくまれもあるゆゑ
もに大きい歌るの行の伝授にて惟くくるに師匠の
いけるくさてんぶなびくくるのあるくくるぶ

いとのづくしたる事に
ふるとなくめちにもぶてくて芳のもとさまいはのあど
ぜうと世ゐるをいひくるものもてうべくしくわいこる出さつぶ
てるをまるものたりて信時も弾正の性あると感ぜり

○八月十五夜十三夜の日

八月十五夜を桂園会九月十三夜を継華会とあづくる
る真信交談ぶをえてうく

○初五夜とうづる

ぶうりて初雁をとづくるの心系弘法ふん四天文六年
の夏小田原滅亡ぶ初めかくしてうづくるとけうに氏綱
はいて石山寺ふ九月の三日の夜ぶ北条
河内真しのの中ふ雁をとづくる氏綱義
に上のの勝負にあつて信長の行動のるべ河内
方に引ひ活作に日ふ七月三日上杉出昂朝定
敗ふ(へ)ぶ四のうし去事ふ日十三の夜軍に氏綱討勝
て敗ふを信のの人ぶ男信信戦場の門出の河内者るく
雁をとづくるあり

○弥勒の年号

三河万歳の唱歌に弥勒十年石とし清水のそこ石ゆるぎなしとあり按今尾旧記に新城郡耶麻郡新城市沢蓮

弥勒元年癸卯年二月二十二日とあり元年癸卯なれば十年の

癸酉にあたる又武州小倉宝院に板仏の

弥勒二年延修秀永所閉知とあり海東諸国紀に

弘安二年号とあるべし偽年号なるべし

永正中に弥勒の号あり元亨二年を経て常陸国筑

波村六地蔵寺惠範が僧年代車(カ)巻二の篇首に記し

田野氏勤院玉僧之供養と記せり惠文の書れし弥勒

二年三月六日とあり其後に永正三年十月乃至文明

年三月の天文の頃迄文明四年八月の年文を載せ

ずして永正中の年号なりとせり永正の何年にて

年号なるにか未だ知る人なし本土寺過去帳に日富保弥勒元年丙寅

十月十日とあり丙寅は三年なりそれにて

此年号なりて四年丁卯なりて弥勒のなりあるべし

なるべし自相違なり乃ち

二十年の誤とし長尾の社家松家稔宜が家にも

弥勒の年号を用ひし弥勒年代記あり近年焼

失せしと云へり又小田原万歳の天保十年辰の

とゝくることをしらでへうきさられたるつるを本意ハ其出水
なきかしもあらんされど今までらくさハ隠岐郡の須よ
り出たるなるべし

○心越借琴

心越禅師律呂の学にくはしく但来翁の宿に舶来の
琴ありけるをかりもとめて来翁ニ対面しあ給
豪道の人ゝて児学のごとくありしが心越これをかへさゞりしが
彼ハ琴をかりえてのちを出なき事ありし人をはしらせて
いそぎ禅師のもと舶来の琴をうちにかへさせんとなり
なきてしまひ打手あるとさまうかしくさいらでら

製するをせん禅てうく其斧痕をかんさんと云ひ
あしうれバん抽らくてよそでにゆかるらべくのよう
主のゆるしをまちたるべしとかはらうれと思ふなどいゝき
来翁はじめてそれなりしを感じられしとぞ

○いろはの字體

いろはの字體ハ弘法大師の作として悟なりとのや
茶つたも的證あるにあらず神門郡神門寺に大師真
跡の以呂波あり最初以呂波製作の時の筆にして代
々の寺宝なり僻の住持も代々之をとなりて秘蔵
てあらんせぬ作法あり前に寺の国親王の字も一通添て

有なりと為性するの序がに以呂波名と成りけり若
もありて甚真語ともにけり作りの言の字なる十の字乃
次ぎ百千万億の四字あり尊円の字も文具なり次き
語の字字に和漢連珠集及び本朝字原語源ともに見之字ま
又えたり以呂波問辨の意を以てきこえたりしたり 磐渓

○いろはの正字

台記久安六年正月十二日ノ記云 今日令磨冬御前依
勅書以呂波
按ずるに台記は左府頼長公の日記なり久安は近衛院
の年号なり今磨は頼長公の息なり童子の時いろはを写る
ふすもしこれ之を伝へ考ふるに新しいろはの正字と記

以 呉漢同音　呂 同上　波 同上　仁 呉音略　保 呉音　へ 説あり別にしるす
止 和訓　知 呉漢同音　利 同上　奴 呉音　留 同上　遠 呉音略　和 呉音
加 呉漢同音　与 同　太 漢音略　礼 同　曽 同　川 和訓　袮 呉漢同略
奈 呉音略　良 同上　武 呉音　宇 呉漢同　為 同上　乃 呉音略 那ノ乎通用
於 呉音　久 同　也 呉漢同　末 呉音略　計 呉音　不 呉漢同略　己 呉音
江 和訓　天 呉漢同略　安 呉漢同略　左 呉漢同　支 同　由 呉音　女 和訓
見 呉音　之 呉漢同　恵 呉音　比 呉漢同　毛 呉音略　世 呉音
寸 呉音略

此四十七字皆漢音呉音なり字を和訓なしたるく

[illegible]前日本紀古事記に載らるる
[illegible]新しき言と用ひられまゝ苦の駄 迹の時 洋か
や〜の字よい和刻なるもちろん〜いけ新ひなるべく
への字をへとも又梵字の八点も或いは又の字をのくとそれ
も邊の字よへ拔たるも後〜いづれもほんり
の字い利の字をとるべくだ友ら邊らのへと用ひ
らるるも新るべくば万葉等に毎〜友邊の二字を
〜とつかひ用ひらるべく片假名全假名面白の下
さるべ　川の字ふ下にはべく漢字のべくご
り〜おにけ玉るも文字あるべくふやかの〜ふやかば
ねるの〜べくば梵字胡字阿業陀字の〜なるべく

神道家にて邪代の文字をもて靈魂のよめ〜なるも秘
〜伝のごとき説きとり〜べくば海の人の考ごとに見る文
字なれ字の史料も今らう閲るを止て漢字を用ひよと
の詔勅なるべく見べくば〜もの用ひるべき事なるべく
八ちなどは邪伝なるけ〜の神武の御制定いろは
て伝へくべくるべや
万葉集巻十八第特の長歌に安我末川君我待君也 倭
日本紀巻十五清寧天皇が上表の中に初と載るに萬
多天萬川流東西とあるべつ〜伝名みそ〜ウトうける
も川のなるべく〜さ〜もつ〜べくをとるべくべく
もの用ひべくば

色葉雖匂（イロハニホヘト）と云ふ歌あり

万葉集第十秋の末の方に

のもの葉の色々なるを詠める歌の中に

色葉も多くとも秋の花の色のひとつに言ふべきと

言ふ事なるべし

十二月海潮

清海潮の色の如くなるを

以上契沖師説なり拾遺に見え紀古事記に

れることなるに常にのことを一字づつ音を用ひ

て仏法比羅尼などの如くに

ふ事なるべし

万葉集の歌の初句

初句を用ひて三十一字の歌を作る十字を渡らせ

ることを渡り詞と云ふ義訓假名の用ひ方

てくとくが高くとなりて九字となりて

とよもす義訓句にられ甚多の初人麿

也と云ふ

もとより鶴鳴く初句を倭てやまとの

吳竹虫の初句を

の神乃方流のいつもすみ文字一字もなし

四十七字のいろはなるものづくりを

初句ともなく国言のまつりごとつの

の歌に仏法と云ふ

初句を用ひて三十一字の歌を作る十字を渡らせ

ることを渡り詞と云ふ義訓假名の用ひ方

てくとくが高くとなりて九字となりて

とよもす義訓句にられ甚多の初人麿

也と云ふ

もとより鶴鳴く初句を倭てやまとの

吳竹虫の初句を

の神乃方流のいつもすみ文字一字もなし

四十七字のいろはなるものづくりを

初句ともなく国言のまつりごとつの

の歌に仏法と云ふ

あるべき文字もしらざるあまたなりされど釋日本紀纂
疏などの説に皇信用ゐられし字法恵心など字
まで通じ文鏡筆といひ大智英傑といひいろは歌
も又弘法のおりもさるれがたの作といへるも甚きのなぬ
説なるべし
片假名はむかしより吉備公の作といへども云られ文字さ
なり其證あり字語抄に嵯峨天皇の御時ある
うるの子文字なと十二支として小野篁にかほせられ
ねこのこのこねこしゝのこのこじゝとよませたりと
いふ物語を載られたるをおもふにいづれも嵯峨の
御時よりありしかども生きたるなるべし　吉備は

在唐二十ヶ年あまりに唐傳經史禮樂までもさとりて
歸りしのち大内裏以下の制度を始めて
朝廷の典禮をはじめて何の罷あるなく漢字を略し
て片假名作られ事文字のなぬ説あるべし　今の
いろはの字様を空海師なりといふはいかにかはあらん
のみ書ぶろれたりけるなるべし　三韓の人文盲人おほ
く渡りきたりしあまたの人にあたへて唐しられぬおのづ
から其れ傳へ傳へし頼長の御集今原のかれざるは
呂波の字様は彼古風ある證あるべし　たれにしても
後來のものかれ家字法をいひてうたふべし
西ぶちの御本に後鶴翁尾のさうそふの十ニ書記今あり甚

能なやつ〳〵ゆ〳〵

た

貫く

あ久ら太ち留あ行た奈
こ の 勢 波 さ そ つ ま 屋 て お
う ら ふ 〳〵 ま 移 ね 極 茶
む 春 ま す ま 年 は

たてい め〳〵ま〳〵ま ひ そ で い 文 字 と 正 體 な り 〳〵 な り
今 の 世 の い ろ は 能 な ち あ る う ふ 有 限 な ゆ つ 〳〵 て 文 字 と
本 家 〳〵 也 作 〳〵 ぬ た の 歌 合 の 中 で 言 ひ 〳〵 た ふ

あ 今の 幾 今の い 今の 奈 今の い 今の つ 今の
え 今の き 今の ら 今の む 今の め 今の み
わ 今の こ 今の お 今の や 今の ろ 今の を
ゐ おの 英の ひ 今の し 今の く 今の ふ 今の け
お 今の は 今の と 今の て 今の あ
能 行 〳〵 母 の 〳〵 ま 能 い 教 の 有 り 〳〵 〳〵 今 の 〳〵 す
ま ら へ な あ り 春 ま せ ら い 今 の へ 今 の こ の 〳〵 へ の 字
あ と や れ 幸 な あ て く け あ を 愛 の 字 す う る 重 葉 る
お 幸 〳〵 〳〵 ぬ 春 留 作 や ら ひ と は け ふ

見 ひ 〳〵 今 の 世 の い け ゆ つ 〳〵 い く た

[illegible]

源氏物語の[illegible]視なども[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○高久と志賀山の花の歌

元文四年の春冷泉前大納言為村卿東下の折から鳴滝信遍の命にて[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高久

[illegible]

[illegible]

いにしへもつけぬ所なるの山橋ことばの言葉もあるべきにあらずいにしへ金輪寺へ仰あるて二枚の元とまれるも
さるべきにも品川の宿をも御沈ふ入るべきなり

○大田道灌むさしの国にある歌

寛正年中道灌上洛す　東にてむさしの勝景を問しも和歌
を以て答へ奉る

雲霧のあらしもあらぬ冬なれどしらきむさしの原
又平生の胸を述べしむ
武蔵野に松原つゝき海とへだて富士の高根を東に望みぞ

世俗殿蔵のあるべし　御製をたまはる

もゝしきの高黄とのゝ思ひかる言葉の元やいにしへ
又あるべし　東にて角田河の都をとゝらるべし

年ふるの参ぶるまことに都をば角田河原に移いもあるべ
柳太田五郎入道資長　或持賀と云ふ初名は源山帝世に右金吾と称ス
相州に住る　薩摩を伝頼政十世の孫備中守資清入道道真の子なり　扇ら
公上杉修理亮定政に属し　浮世を住を共に武毅勇力
烈冥東に傳の故ふ人呼んで真渚と称ス世を厭く
ふ巧み東の物語くい道灌の指図して築き所あり
長禄元年　武州　江戸城を草創　博中に燕京の室

をいとなみ静謐と名づく西を含宣（カンセン）といひ東を泊船と称し
和漢の書を集む事数多巻にいたりてとりぶく常ふこゝに在て
詩歌をもてむ仍博山に廿度弥陀を勧請（ケン）し祠を建て酬の為
平川天神（豊島区）十時両上杉（扇谷上杉修理亮定正か番頭）権をあつめ百ヶ日を
修ふ間討死し給て定正道灌をうたんとしたがふ
定正人をして灌を浴室にさし殺さしむ時に文明十八年
七月廿六日五十五歳（相模糟屋住人寺尾豊前）死ぬのち世に余を害したる
定正亡霊の祟りとはなして定正威裏に再び振るへ

○菓子屋新右衛門法師

世こぞりて菓子屋新右衛門が欲至直すして
日ごとに買ふ人の価を倍とあらそふ人のこゝろ
なりけるものゆゑ高くうりて高くうれ
用ゐるそのあくのこゝろをあらためずして
ばかりにいたりてはたゞ日ごとに
家をたゝんとして新右衛門が玉やぐにいたりて
のあるゝ甚くつゝしみあるべしあるべし事中居
みなを風のうをとしてゆるもい者ごとさるな
らずやはたひとりの経たてるがくるもせめていとよ

信ことあるべきにはあらねども、ものゝ心をしりそめ侍るより、新たなる情あるべきにて、壹岐守に信をひきゝ侍りしかば、まのゝいはゆゝしきものなんと思へどもこれひとりにてふ事にて、樣々の送ゝぶんたることゝ侍るに、思ひこれを求めやこれかに野ゝ〻まゐりてよろこばるゝことあるべし。

まして書よりはじめ、ちりもちすべてつれなしゝことなり。

○常陸屋何事

頃の土物屋のはしりに常陸屋なるものゝ報知をもて

来るのゝ事あり。田門ふまえて意とたゞのものゝ事にあらずとてやとりのんだ。

ゝゝとつゝまるゝやゝ陸よりもちろん

脱ぬきにいらるゝ傳聞にて齋まねばれとさたるゞ

なるべき五つひのゝとけるゝ。ひとなるべ

ゝれもとゝもまゝに報知のゝたゞ

思ひ侍るゝほどやゝ知ひてゝ書

ゝるものゝ。ゝゝひて何ゝと患ゝ。回りゝたゝ

のゝるを祈りあべるゝとゝやゝすれ何んゝ

いのゝくゝものゝくゝなるひゝ。ゝ仕のゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人[illegible]

○近ごろの文　板垣氏長門萩のくだり

代々甲冑の家のすんなるうち武士と謂れし根九郷の
つゝ題ばかりすてすま舞るの市井の深き商賈
こゝに例ばかりあるべき例なるべし世のうつりの大和と
もに例てはしるべし仕て置るべし
[illegible]
らあるべきにはかりにもせ事に付らせ[illegible]
[illegible]
一字は書るべき例惑さるゝ所の恥をもはじて
[illegible]

の辞世いとおもしろくあるべ

[illegible]辞世[illegible]

寛保九年中子上旬

入寂名阿[illegible]矣日一奥足居士

不俟[illegible]期[illegible]自記春秋七十二歳口口

のこれとゝ思ふ[illegible]

近松は長門萩の[illegible]名医の医師[illegible]

して甚[illegible]の仕[illegible]

近松門[illegible]

[illegible]

○雪中菴雅量

[illegible]

[illegible]の大内に業[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

九條政山公東福寺の[illegible]乾[illegible]

[illegible]

しりそけて面白けれども古今余事にのこれる
ものなれば是をこゝに追記の御代ものがたりとも
らんものなれば紀已法橋まうして何をかはらんぜんとて
りんだ法橋まうしつゝ書い何ぐ何ると問しに源説
又紙をまうして所望をかぐきめしとまうしのぶ法師
とこたへまうしつゝ道長のまうしたまひ

○平化和尚物語

莫怪年陰逐柳絮
記取春光到杏花

光秉孫弟侍天満
所授皆是御筆

○坡谷菴

松和尚徳解号長阪九又俗名居士云相国寺の仁和寺乃伊勢子
俗男の儒学を若し行仏を自修せしのあり入道して
道号を和尚まうしあぶかめあぶんを三つのうちに
喜多の只つゝにつゝのものひしに東坡山谷の法号を
とりて坡谷菴といひしうへとゝるを菴号名号
らしをいのて居はをのりて奇の字につゝをれどいり
とるへ号をうてへにうふりをしと由已法格のうん
はすくし大笑しり

俗名世説

○徒園主

主一名小正師字伊玉一号小琉球海と号し上ト稱を紀

[illegible]の人竹庵の門人之[illegible]

朱三記 磯浪 朱四次 杉風

月逢追剥 各 丸髷出家時

又稲田豆腐の清に蔦漏琥珀薄豆腐珊瑚班なども

[illegible]

○山田門阿弥

門阿弥名は修甫字は亮甫三[illegible]

法伝[illegible]

[illegible]

氏の祖道阿弥乃義[illegible]

[illegible]

の山人[illegible]陸奥の名所[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

辞世

[illegible]

○自蓮海之生

[illegible]

と埃集[illegible]坊と確連坊と[illegible]

二月晦日年四十[illegible]

同名の諸子[illegible]

[illegible]

[illegible]

○舟上の茅屋

久米團二郎の清水

舟の上に筏降り犬堰河といふ句あり或人云

名所堅人に軟石垣町に野辺とつくり

○大屋裏住

裏住いとなきものなり〻自然強き人合吹所の住人

裏屋に戻れとなくて書とうあり何にて詠もて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○宗祇歌

宗祇新はの久保と詠みて[illegible]に桜の伝ふ連歌に入[illegible]

歌ものとなりと云

遠見第一性便入　不輪上手　無下手

[illegible]

○無題の歌乃内

人々長の修験のうちに

海ゆかば大和の地知らぬ所なし

ちはやぶる美濃尾張の国甲斐信濃上野下野

出羽山城長門つくしの軍法海を渡りて

仏々祖々者花園の御世の人々

○赤間関にて故郷の月

春の日の赤間の関の月門下の海をあつまりてかるとき

ふる郷の月をつくしの海の影ぞ思へば海をへだてて

に生涯実に二十四文明月故と謂乃ち是れ

○契沖歳の歌

ふる郷の阿波新聞社と題して歌あるその

うちに

一ねんの月日こゝろのいとなみとさけ為さとよさきとうの考

とあるを清水谷大納言実業ふきこえすぐるふる実業に

下の四句をそしりぬ所と原前世を祭の明しと

くりうれご契沖い實業ふり前と方法せるめしうれ 俗世

○為先度て三宝心の花

先度て為ちに上ふてくるの修為ありれば

ふるびふれこゝをは山の雨のあぶさくさいはるくるべき

とゝもせのしうば為めて降ふ又ふれもよふうて

ちのうたき

[illegible]

世人の硯石にあるなり

○以呂波の詩

後宇多院に嵯峨天皇贈海上人御制の詩

字母弘三乗　真言演四句

とてつい偈空海の以呂波を作りしなり和名抄に世と

イロハと訓せり又今世上の粉ぐるいはの文字をする板

は乃ち弘法山記にいへるなり

○可矣猶子

杏苑園置山大人の假名世說にものがたりき者の家に

佛事のあるとき牌あく位をもよりて駐らしむ

家の上にてをもんぶ干狐と云ふ[illegible]

らをえをもんぶ干鱈とてあるは鱈のなを狐ゆゑ

なるにの所京のおなじ

まぬるい狸芸のまねをする貉とのせとて[illegible]

[illegible]の鯉の子を祝ひ生[illegible]

[illegible]

○春山和尚

同書に春忠和尚十二にして緇徒に入り二十八にて堅義都講となり

[illegible]

て

[illegible]

くいの水泉谷寺[illegible]頼[illegible]の[illegible]塔の文[illegible]

塔に月[illegible]て寺にあり文に鳥谷尾[illegible]

○[illegible]坊[illegible]富士

元[illegible]のいあなかの[illegible]坊とひ[illegible]青[illegible]

河[illegible]て富士の[illegible]と[illegible]山陰[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○小沢芋菴のこと

芋菴ハ都人にて[illegible]

言[illegible]

小川の[illegible]

言[illegible]

[illegible]元年 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○長崎のてら

まつしの長崎より長い坂下る時俊寛僧都の像を安置

とゝろん能薬の如くて

[illegible]

竹藥のおもかげとあるべしなり

○銅脉之事中尾中の侍

[illegible]

中尾なる者しるべしとて

[illegible]

何用先々道脉場ト　定是間塵成敗場

紙衛赤嗜歎ニ青果　魂魄狂迷極道信

和韵　銅脉

墨蹟手蔵ヒヒレテ商賣場　死生素是任相場

生ケリ死ケリ斯面倒　学仏長欲尽所信

[illegible]

[illegible]

○いろはの辞世

下総国足利の里に有る何某一世の俳諧の師匠

[illegible]

かるでてくいろはにほへとちりぬるを

[illegible]

もろもろをわろ[illegible]とゝ[illegible]ばあるとゆめ[illegible]ゆめ[illegible]の世

と代一首と[illegible]

○木村源[illegible]の豪奕

東屋[illegible]の子夫死の時[illegible]人数[illegible]に[illegible]

家のゆつて人事[illegible]

[illegible]哀果の時[illegible]常恒の通り[illegible]

[illegible]

[illegible]

門[illegible]

[illegible]

○丈山[illegible]

羅山先[illegible]名は信勝字は道春

[illegible]

部用敬見月　朱登文選機

忠山も尊じからぬしかども学ぶるひにもあらざりしなど

○仁斎先生度量

仁斎先生存在の時ある儒者門人遍征旅を送りて
ある人を訪ね其門人端書を持来て示し且ちらが
弁説を作りて称ひ之を徹笑してこそはなれ
門人怒りつゝあさまてなりし先生辞せざれども其任に
あらずと先生いづれに言ていはく彼是なりとも吾非を改め
てかの是となさるべしり　我是にて彼非なりせば彼是に
天下の公共なり固より争ふべきにしもあらずとて
をきもん此只こしのぶあさめよ信をいへりとしてるかれと先生
の先生の度量大きけるじひありとあへいへり

○水足平之允秀才

肥後に水足平之允といへるありき屏山徂徠文集に所謂
西肥の水秀才是なり十六歳にて徂徠先生の業をうけ
よく経義を知り論に委しく属文にあり論を
徂徠尺牘の筆蹟乃ち此生に示していはく此をこれを携へ帰
て秀才に示し訓点句読を付させよりし定まりて帰る
ところ其実として吾子の事をみるに秀才にあらず
とて長人帰りて秀才に言ひし且作る所は徂徠先生の言を
以て秀才をたちどて平生は訓点句読を付せく
是革了人さしらにゆきて先生に論し彼経ぞく

[illegible]

○祖東[illegible]書

祖東[illegible]の書物の稿あり[illegible]と今二字[illegible]
[illegible]甚中[illegible]四部稿 王陳集
名山藏 觀洞稿 天目集 李北宴集[illegible]の書[illegible]
[illegible]

○孔明銅鼓

長沙の大譯官河間幸太郎[illegible]甚家に相傳て諸
葛孔明が陣太鼓を藏む明和年中[illegible]
公儀へ[illegible][illegible]に賜ふ甚狀[illegible]の太鼓の如く
陣鼓[illegible]片面ふ[illegible]の銅に諸葛亮の三字と
勒せ鼓の徑[illegible]大約二尺三寸許り東叡の侍某親[illegible]
[illegible]と[illegible]に沈帰愚が國朝別裁集に
[illegible]顧図河が諸葛銅鼓の詩を載せ今中華に於
有しと[illegible]河間が家祖いまと華人[illegible]後[illegible]家と長崎に
[illegible]孫皆日本人[illegible]甚祖帰化[illegible]携[illegible]
なるん顧が詩に云

武侯未築祁山壘先出偏師渡瀘水人言孟不足擒股
掌玩之徒戯耳豈知北伐用夷正欲中原掃讎恥爽
人箸馬供鞭驅羅鬼烏蠻皆效死至今銅鼓散山谷峒
戸流傳尚誇侈精銅其質革其音想見援枹盆
起烏蛇龍虎倏離合戎機萬変難擬曽傳八陣有遺
蹟更聞旗臺餘故址此鼓千年尚完存血戦消磨
土花紫君不聞定軍山下陰雨中山鳴雷動声隆々埋鼓
鎮蠻功未畢反旗走歙恨無窮後漢馬援傳於交
阯得駱越銅鼓注ニ裴氏ガ廣州記ニ引 支那鐘 在此
就に銅鼓の事あり参考すへし

○酒顛童子か千丈嶽

酒顛童子といふ者丹波国大江山に住しといふ事跡あり
俗人傳ふる所にはあらす大江山は丹後国に属し
て宮津領にあり童子か居たる大江山千丈嶽にして麓に
洞に四十丈程の岩窟あり石段を付て百十丈隔て池あり
十三丈四方にして海中に人あり又所々に端ありし所とも云
十五町行て岩穴あり此所へ入りて二十七町ほと行は穴
海に出るといふ さし三丈程広四丈程にして
有所には之あるもの其中の一揚布大の形に海中なる
其の町坂有と家ありて十三町行て之由川とて有る処

有り又たく一所ねぶりて不動ゐる事下下
七ツ〻拾ヲ年の石有御ゐ十間ゐ
又或説に明治元年頃京師の人知所の武士
記(昭顯の弟也)の弟也しかの石の事有伝事是之伝
所書に正暦三年三月十日の夜の死
押て正暦と称帝の年号其三年八月之
羅山文集曰昔嚴山有二童僧徒愛其美薦酒交
歡時時戲以舐血和酒飲之一旦篤魅入北洞(北洞者在八幡川面山中俗號鬼洞)遂行栖大江山無至矣張日昏風迅雨甚
則出而攫人民婦女尋而不見其所之又有金熊
石熊二童篤之徒屬若干數皆鬼往往害物人皆患之
古之以頼源頼光奉勅率綱保昌等七人陽為入
峯行者(俗呼山伏)入山陟険見婦浣血汚衣婦曰此非
人所到之可速去頼光問之其御居姓名有信相去
語遂与婦約到鬼窟先現童形出見頼光等傍
而便強毒酒童醉卧穴底悉諸鬼現醉婦導同
石扉而直入見一大鬼寢石床鼾甚可畏也頼光
拔劍大呼曰普天率土悉皆王民何鬼魅之所居
哉叱爾鬼此劍是八幡大神之靈劍也鬼
驚起將搏頼光復前刺鬼鬼獨掴其頂綱
復進而斬鬼手戮金熊石熊諸屬載鬼首

於一車頼光還美天子大喜勅納男首石函埋
山中云々

○粉雪魏子

解脱院の粉雪魏子南朝補佐の臣之後亀山天
皇御北遷の後行方知れず[illegible]
世を[illegible]頂の[illegible]
[illegible]南方[illegible]の[illegible]
を[illegible]男[illegible]
り[illegible]
て西朝[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右と大将長親との[illegible]

右ケの面[illegible]

又[illegible]

[illegible]

[illegible]

略系

師信 [illegible]

師賢 中納言

長親 右大将 南禅寺 [illegible]

家賢 中納言

○太閤 [illegible]

太閤秀吉裏[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○引首　關防

魯堂曰詩文ノ首ニ押ス印ヲ引首ト云ヒリ関防ト云ハ不宜尤モ中華ニモ関防ト云ヒリ且雜組等ニ見ヘタリアレハ官府ヨリ防ノ為メニ押ス極メノ印ナリ故ニ関防ト称ス詩文ニハソノ枚ナミ引首ト云テヨシ又清田君錦ハ総メ詩文ニ関防ヲ押スヿヲ嫌ヘリソノ枚ヲ尋ニ曰ク関防印ヲ押スヿハ歴々ノ詩文ハ或ハ文辞ノ美ナルカ為カ又ハ其人徳義アルカ或ハ書迹精妙ナルカ故ニ人貪リ求テ校猾ノ徒ハ或ハソレヲ裂テトルヿアリ故ニノチ〳〵ソノ全幅ナルヿヲ証センタメニ首ニ関防後ニ名字ノ印ヲ押ス右ノ説ユヘ先ヅ論卑ノ意ニテモ自分ヨリ関防ヲ押シテヤルハスマヌヿヲ此方底ノ詩文ヲ人カ裂テ取テ奇貨トナスホドノ氣遣

ハナキフナリ然レドモ今拳世コレヲ押スヿ常トナリテサマデ是ヲ
自慢ト云人モナキ故ニ押シタレバトテ女モ大事ハナシレドモ此
方ハ人ガ求ムレハ格別自分ヨリ押スヿハセヌナリトノ咄アリヤ
何レノ書ニヅ出タルヿナルヘシ此ニ拠バ詩文ノ首ニ押ス印モ防ヅ蕪ヲ
意アルハ又関防ト称メモ苦シカルマシ蕉中師ノ曰ワナガチニ防ヅ
蕪ノ意ニモ非サレトモ端初ヲ認ルタメノ印ナリ然レドモ模様縁飾ノ
意ヲオモトメ讃詞ナドニモ押メルアリ遊印ト云フモ有レハ此モ
妨ザルカ當時詩文ノ前後ニ朱印ヲ押スヿ通メ幅上ノ縁飾ト
ナルナレバ関防バカリヲ嫌フヿモ有ヘカラズ引首ト称スルヿハ尤
宜シ又五山ノ古格ニテ平僧学者ノ分上ニハ総メ朱印ヲ用スヿヲ
許サズ其名モ題ノ下詩ヨリハ前ニ書リヿヲ法トス